

# 愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 実施方針の概要

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業方式

PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに美術品等共同収蔵施設（以下「共同収蔵庫」という。）の設計、建設を行った後、県に共同収蔵庫の所有権を移転し、維持管理及び運営等を行う方式（BTO 方式）により実施する。

### (2) 対象施設

共同収蔵庫

<施設機能>

- ・保 存：収蔵室、前室、荷捌場・作業場、トラックヤード、修復室、撮影室、  
処置室
- ・教育普及：閲覧室（収蔵室及び修復室）、レクチャールーム
- ・管 理：事務室、警備員室、エントランスホール、風除室、EV、廊下、階段、  
WC、機械室、ガス消火ボンベ室

※作品の種類や特徴は県立3施設で異なるため、収蔵室及び前室は施設ごとに区画（ゾーニング）することとする。

### (3) 事業範囲

本事業は、以下アからオまでの「特定事業」及びカの「任意事業」により構成される業務を対象とする。なお、ウ及びエのうち、県立3施設の作品の保存に係る学芸業務等は各施設の職員が行うものとし、それ以外の業務は、事業者が県立3施設と協働して行うものとする。

また、共同収蔵庫の一部において実施する、県立美術館の収蔵環境を活用した収益事業（営業倉庫）を、付帯業務とする。

ア 統括管理

イ 設計・建設

：設計業務、建設業務、工事監理業務等

ウ 開館準備（県と協働して実施）

：開館までの維持管理業務、作品移設業務、広報業務等

エ 維持管理・運営（県と協働して実施）

：維持管理業務、教育普及業務、作品運搬業務等

オ 付帯業務（営業倉庫）

カ 任意事業

#### (4) 事業期間

設計・建設期間：2027年7月から2031年3月まで（3年9か月）

維持管理・運営期間（開館準備期間を含む）：2051年3月まで（20年）

#### (5) 事業者の収入及び費用に関する事項

##### ア 特定事業

特定事業に係る費用のうち、特定事業契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することとする。

##### (ア) サービス購入料について

県は、特定事業の業務の実施に係る費用を、サービス購入料として事業者を支払う。なお、サービス購入料全体の上限額は約165億円を想定している。

##### a 設計・建設費に係るサービス購入料

県は、本事業における設計・建設費相当額として、施設完成後、県に引き渡される際に、一括して事業者へ支払う。なお、事業者は、本施設の引渡し前に、設計・建設費のうち、出来形に相応する費用について、一部支払を請求することができるものとする。

##### b 開館準備費に係るサービス購入料

県は、本事業における開館準備費相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。

##### c 維持管理・運営費に係るサービス購入料

県は、本事業における維持管理・運営相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。

ただし、付帯業務の実施に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

##### (イ) 付帯業務に係る収入について

付帯業務（営業倉庫）の実施に当たっては、事業者は、付帯業務（営業倉庫）を行うため、対象施設の一部で寄託を受けた物品を保管することによる収入を得ることができる。

##### (ウ) 任意事業

任意事業に係る費用については、原則として応募企業等の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

応募企業等は、任意事業により得られた収入を得ることができる。

## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 事業者の募集及び選定方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用する（本事業は WTO 政府調達協定の対象事業である）。

### (2) 選定の手順及びスケジュール

年月（予定）	内容
2026 年 8 月	入札公告、入札説明書等の公表、質問の受付
2026 年 8～9 月	入札説明書等に関する説明会、現地説明会
2026 年 9～10 月	入札説明書等に関する質問回答の公表
2026 年 9 月	参加表明書の受付、参加資格の確認
2026 年 10 月	資格審査結果の通知
2026 年 11～12 月	入札説明書等に関する個別対話（複数回を予定）
2027 年 1 月	個別対話に関する回答の公表
2027 年 2 月	事業提案書の締切
2027 年 3 月	落札者の決定及び公表
2027 年 4 月	基本協定の締結
2027 年 5 月	事業者との特定事業仮契約の締結
2027 年 7 月	事業者との特定事業契約の締結

### (3) 応募者

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営体制を備えた単独の応募企業又は応募グループとする。応募グループにより応募する場合は、構成員の中から代表企業を定めるものとする。なお、応募企業又は応募グループの代表企業は、適切な経営体制及びガバナンス体制（特に事業者の内部統制）を構築するものとする。

応募者は、原則として、参加表明書において、応募企業、又は応募グループの全ての構成員及び協力会社の企業名（応募グループにあっては、代表企業名を含む。）及び携わる業務を明記することとする。特に、以下の業務については、応募企業、又は応募グループの構成員及び協力会社が携わる業務に必ず含めた上で、資格審査を受けることとする。

[応募企業、又は応募グループの構成員及び協力会社が必ず携わる業務]

- ・統括マネジメント業務
- ・設計業務、工事監理業務
- ・建設業務
- ・維持管理業務
- ・運營業務のうち、教育普及業務

上記以外の業務において、携わる企業が確定していない場合は、事業提案書提出時に関心表明書を提出するなどした上で、落札者決定後、可及的速やかに携わる企業を確定させるよう努めるものとする。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、対象施設の統括管理、設計、建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

#### (2) ガバナンスに関する事項

本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

### 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

#### (1) 立地条件に関する事項

所在地	常滑市奥栄町1-168 他（元愛知県立常滑高校敷地）
管理者/土地所有者	愛知県
事業区域面積/標高	18,800 m <sup>2</sup> / 約20m
区域区分/用途地域	市街化区域 / 準工業地域（予定）
地区計画	建築物等の用途の制限（予定）
建蔽率/容積率	60% / 200%

#### (2) 対象施設の建設及び維持管理・運営に関する事項

本事業の対象施設等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

#### (3) 関係法令に関する事項

本事業の対象施設を建設するに当たり、必要な許可手続き等については、事業者が自らの責任と負担で行うことを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時において示す。